

# 特定非営利活動法人 みんなの元気塾 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなの元気塾という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府相楽郡精華町大字東畑小字荒内4  
5番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、みんなの元気塾を拠点としてお互いに助け合い、心の通  
い合う地域づくりを実現するため、地域のふれあいの場所として活動  
を行い、もってすべての人々が共生できる地域社会の創造に寄与するこ  
とを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非  
営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 高齢者サロン事業
  - ② 交流ランチ・喫茶事業
  - ③ 世代間交流事業
  - ④ 地域助け合い事業
  - ⑤ 健康増進事業

- ⑥ 地域の伝統・文化継承事業
- ⑦ 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護予防支援事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、個人正会員及び団体正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)団体正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費は、退会その他如何なる事由によっても返還を行わないものとする。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更（ただし、その変更が総合的に判断して軽微である場合を除く。）
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記

載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす

第 45 条 削除

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、既定予算の追加又は更正が総合的に判断して軽微である場合は、理事会の議決を経て追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項について変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4

分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとし、その帰属先は当該解散の決議を行う社員総会において決定する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |         |
|------|---------|
| 理事長  | 森 田 起 一 |
| 副理事長 | 古 海 りえ子 |
| 理事   | 久 保 さよ子 |
| 監事   | 大 谷 俊 夫 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわら

ず、成立の日から平成26年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 個人正会員入会金 | 金10,000円       |
| 個人正会員会費      | 金3,000円(1年間分)  |
| (2) 団体正会員入会金 | 金10,000円       |
| 団体正会員会費      | 金10,000円(1年間分) |
| (3) 賛助会員入会金  | 金0円            |
| 賛助会員会費       | 金1,000円(1年間分)  |

附 則

この定款は、平成26年2月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、定款認証の日から施行する。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 みんなの元気塾

## 1 事業実施の方針

- ① 地域交流の核として「元気塾サロン」を開設当初から位置付け活動して来た。平成29年度からは住民主体で行う通所型サービスBとして精華町公認になり今年で9年目を迎えている。元気塾の活動においてもコロナ禍で停滞していた活動が徐々に再開し人の出入りも増えてきていると感じている。その中で4年前から取り組んでいる屋外での元気塾喫茶や昨年度から新たに健康麻雀教室を企画したことで新たな人達との交流が生まれて来ている。3年間にも及ぶ長いコロナ禍の経験は私たちの暮らしや考え方にも影響を与えているが、その間の生活様式から高齢者のフレイル状態や認知機能の低下などが改めて問題視されており、身近なところでの地域活動やつながりの大切さまた居場所の重要性を再認識し、地域の居場所としての活動を今後も着実に進めていく必要があると思っている。
- ② 設立11年目に当たる居宅介護支援事業においては現在ケアマネ1人体制のままであり、利用依頼件数は伸び悩んでいる。令和6年度から介護保険制度改正に伴い担当件数が40件から45件まで担当出来るようになった事に伴いケアマネジャの業務としてのかかわり方や進め方にも少しずつ電子化が導入され変化してきている。又、介護予防プランが今まで包括支援センターのみに位置づけられていたが制度改正にて居宅介護支援事業所でも指定を受け実施可能となった事により元気塾ケアプランセンターでも可能となり、昨年末から取り組んでいる。居宅介護支援事業そのものは依頼件数も伸び悩み今後の事業展開に影を落としている。根本的な点で今後の事業の在り方を検討していく時期に来ている。一方で地域密着型のケアプランセンターとして地域に馴染んできている側面があり地域住民からの依頼も多くなっている、また地域に根差した地域包括ケアに基づくケアプラン作成が出来る事が期待されている。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名       | 具体的な事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                          | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|
|           | (A) 当該事業の実施予定日時<br>(B) 当該事業の実施予定場<br>(C) 従事者の予定人数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (D) 受益対象者の範囲<br>(E) 予定人数 |                        |
| ①高齢者サロン事業 | 精華町公認の住民主体の通所型サービスBとして位置づけられた「元気塾サロン」もほぼ8年を経過し、かなり認知されるようになって来た。月・金曜日の午後サロンと火曜日の午前サロンとして定着して来たが新総合事業の中での介護予防サービスとして重要な責務を担っている事を痛感しており、地域包括支援センター等との連携が課題である。精華町内のB型サービス活動団体等との連携も生活支援コーディネーター等を中心にネットワークが形成され住民主体の活動が地域の中で位置付けられるようになって来ている。今後も行政、地域包括支援センター、周りの関係機関等との連携・情報交換等のネットワークを広げ地域包括ケアの街づくりの中での地域の居場所としての役割を元気塾の活動を通して広く発信して行けたらと思っている。また、地域住民からも元気塾での取り組みに関心が寄せられ認知症予防や |                          | 657                    |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|             | <p>介護予防に積極的に参加して行こうと新たな顔ぶれの人が増えてきている。まだまだ不十分な点も多くあるが地域の人達の関心が活動に参加するきっかけ作りに繋がっていると期待している。今年度は第2.4水曜日の午前中は健康麻雀サロンとして新たな参加者を生み出していくサロンとして位置づけ、比較的元気な高齢者で脳トレインを目的とした参加者を募っていく。これからもサロン活動においてはそこに集まる高齢者やボランティア等と一緒に活動の在り方を共に考え、共に元気になっていく事を目的としているので改めて原点に戻って活動を進めたいと思っている。</p>                                                                                            |     |
|             | <p>(A)年間を通じ、約161日<br/>(B)みんなの元気塾<br/>(C)スタッフ2名<br/>ボランティア8～10人</p> <p>(D)要支援者・事業対象者・一般高齢者等<br/>(E)元気塾サロン1,950人<br/>(1,290人+660人)</p>                                                                                                                                                                                                                                   |     |
| ②交流ランチ・喫茶事業 | <p>地域の交流・情報交換の場として老弱男女が気軽に立ち寄れるような居場所づくりを目的として活動する。地域住民が中心となり協力のもとに喫茶やプチイベント等を企画し地域の交流を深め今後想定される超高齢者社会を見据え地域繋がり事業として取り組んでいく。4年目を迎えた元気塾喫茶であるが、新たな人の交流にもつながりまた、屋外での場の提供は気軽に顔を出すという雰囲気が出来良い効果が生まれてきている。今年度は新たな試みとして1回/月ではあるが「カレーの日」として食事提供に取り組んでいく。喫茶だけの時と違い食事提供でこれまで参加されたことのない新たな人との交流を生み出し、地域のつながりがひろがっていくことを期待する。また、ツアーオブジャパンや秋の収穫祭等イベント時には積極的に関り多様な人たちとの交流の機会とする。</p> | 428 |
|             | <p>(A)年間を通じ、約40日<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)4～6名</p> <p>(D)近隣住民<br/>(E)交流喫茶600人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |
| ③世代間交流事業    | <p>今年度から子育て支援センターによる幼児を対象とした読み聞かせ事業が1回/月に始まる。5月から10月までの第2火曜日(午後)が開催予定となっている。また、元気塾の交流事業としてわらべ歌の会を1回/年を実施し子育て世代が元気塾とつながっていく事を期待したい。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | 10  |
| ④地域助け合い事業   | <p>住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、高齢者や病弱な方をかかえた家族の方、一人暮らしの方、また、高齢者世帯の方等が日常生活に支障をきたし応援してもらいたい時など困ったときはお互い様の会員相互の助け合い活動を展開する。住民主体の活動として、会員同士の互助活動を肉付けしながら、地域の課題解決の糸口として日常生活支援サービスを具体化していく。また、元気塾サロン利用時の送迎に関しても助け合い事業として位置付けている</p>                                                                                                                                           | 100 |
|             | <p>(A)年間を通じて<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)5名程度</p> <p>(D)近隣住民<br/>(E)500件</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                    |        |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------|
| ⑤健康増進事業                      | <p>サロンとして取り組んでいる若返り体操や健康麻雀を通してボランティア、スタッフの健康増進に寄与していく。</p> <p>また、これまでのすてき65メイトとして養成修了者が150人に達する中で、精華町がステップアップ講座とこれまでの養成講座修了者を対象にフォローアップして第9期生の「ステキ65メイト養成講座」を計画しており通して第9期生の講座をに関しては人生活躍セミナーとタイアップして「介護予防サポーター養成講座」として8期生を養成する予定である。ただ幅広い視点からすてき65メイトの募集をかけていく必要がある事やすてき65メイトのいない地域等を重点的に募集していく必要がある事などを募集時に検討する。また、ステキ65メイトの活動が「地域に飛び出す介護予防サポーター」として立ち上がり、地域での一般介護予防の体操や居場所が確実に立ち上がり広がっているが元氣塾は事務局機能や相談機能を有しておりしっかりサポートしていく必要がある。今年度はコロナ禍後初めてすてき65メイトが活動している体操の居場所等にアンケート調査を行い今の活動状況等について実態調査する予定である。また、積極的に精華祭りやふれあい祭り、健康診断時、介護予防体操時など握力測定を行い介護予防への意識を高めていく。</p> |                                                    | 1, 400 |
|                              | (A)年間を通じ100日<br>(B)精華町東畑<br>(C)5～10名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (D)精華町<br>(E)<br>「介護予防サポーター事業」<br>「地域に飛び出すサポーター事業」 |        |
| ⑥地域の伝統・文化継承事業                | 実施予定なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    | 0      |
|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                    |        |
| ⑦介護保険法に基づく介護予防通所介護事業及び通所介護事業 | 実施予定なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    | 0      |
|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                    |        |
| ⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業          | <p>地域の交流拠点を目指す中で身近なところでいろんな相談が出来る体制を整え介護等の高齢者に関する相談時には専門的な解決策を提供できる事を目指してケアプラン事業を実施して来たが、今年はケアマネジャーの1人体制に無理も生じておりケアプラン作成事業を検討する時期に来ている。そんな中で、介護予防プランは精華町の指導のもと継続する。また、今年度からは報酬に関し相互の理解のもと出来高制で継続維持していく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                    | 4, 138 |
|                              | (A) 年間を通じて245日<br>(B) 精華町東畑<br>(C) 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (D) 精華町<br>(E) 利用者延べ<br>(要介400人)                   |        |
| ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護予防支援事業        | <p>地域の相談拠点として居宅介護支援事業を中心に行ってきたが令和6年4月から介護保険の制度改正に伴い居宅介護予防支援事業の指定を受け介護予防プランも可能になったことで、比較的元気なうちから高齢者の相談に対応していく体制を整え、これ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                    | 278    |

|  |                                            |                                   |  |
|--|--------------------------------------------|-----------------------------------|--|
|  | に伴い地域の高齢者の介護予防プランにも対応していく。                 |                                   |  |
|  | (A) 年間を通じて 2 4 5 日<br>(B) 精華町東畑<br>(C) 1 人 | (D) 精華町<br>(E) 利用者延べ<br>(要支 80 人) |  |

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 みんなの元気塾

## 1 事業実施の方針

- ① 地域交流の核として「元気塾サロン」を開設当初から位置付け活動して来た。平成29年度からは住民主体で行う通所型サービスBとして精華町公認になり10年目を迎える。元気塾の活動においてもコロナ禍で停滞していた活動が徐々に再開し人の出入りも増えてきていると感じている。その中で5年前から取り組んでいる屋外での元気塾喫茶や昨年度から新たに健康麻雀教室を企画したことで新たな人達との交流が生まれて来ている。3年間にも及ぶ長いコロナ禍の経験は私たちの暮らしや考え方にも影響を与えているが、その間の生活様式から高齢者のフレイル状態や認知機能の低下などが改めて問題視されており、身近なところでの地域活動やつながりの大切さまた居場所の重要性を再認識し、地域の居場所としての活動を今後も着実に進めていく必要があると思っている。
- ② 設立12年目に当たる居宅介護支援事業においては現在ケアマネ1人体制のままであり、利用依頼件数は伸び悩んでいる。令和6年度から介護保険制度改正に伴い担当件数が40件から45件まで担当出来るようになった事に伴いケアマネジャの業務としてのかかわり方や進め方にも少しずつ電子化が導入され変化してきている。又、介護予防プランが今まで包括支援センターのみに位置づけられていたが制度改正にて居宅介護支援事業所でも指定を受け実施可能となった事により元気塾ケアプランセンターでも取り組んでいる。居宅介護支援事業そのものは依頼件数も伸び悩み今後の事業展開に影を落としている。根本的な点で今後の事業の在り方を検討していく時期に来ている。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名        | 具体的な事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|
|            | (A)当該事業の実施予定日時<br>(B)当該事業の実施予定場所<br>(C)従事者の予定人数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (D)受益対象者の範囲<br>(E)予定人数 |                        |
| ① 高齢者サロン事業 | 精華町公認の住民主体の通所型サービスBとして位置づけられた「元気塾サロン」もほぼ9年を経過し、かなり認知されるようになって来た。月・金曜日の午後サロンと火曜日の午前サロンとして定着して来たが新総合事業の中での介護予防サービスとして重要な責務を担っている事を痛感しており、地域包括支援センター等との連携が課題である。精華町内のB型サービス活動団体等との連携も生活支援コーディネーター等を中心にネットワークが形成され住民主体の活動が地域の中で位置付けられるようになって来ている。今後も行政、地域包括支援センター、周りの関係機関等との連携・情報交換等のネットワークを広げ地域包括ケアの街づくりの中での地域の居場所としての役割を元気塾の活動を通して広く発信して行けたらと思っている。また、地域住民からも元気塾での取り組みに関心が寄せられ認知症予防や介護予防に積極的に参加して行こうと新たな顔ぶれの人が増えてきている。まだまだ不十分な点も多くあるが地域の人達の関心が活動に参加するきっかけ作りに繋がっていると期待している。 |                        | 657                    |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                   |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|              | <p>今年度は第2、4水曜日の午前中は健康麻雀サロンとして新たな参加者を生み出していくサロンとして位置づけ、比較的元気な高齢者で脳トレニンを目的とした参加者を募っていく。これからサロン活動においてはそこに集まる高齢者やボランティア等と一緒に活動の在り方を共に考え、共に元気になっていく事を目的としているので改めて原点に戻って活動を進めたいと思っている。</p>                                                                                                                                                                                   |                                                                   |
|              | <p>(A)年間を通じ、約161日<br/>(B)みんなの元気塾<br/>(C)スタッフ2名<br/>ボランティア8～10人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>(D)要支援者・事業対象者・一般高齢者等<br/>(E)元気塾サロン2,000人<br/>(1,340人+660人)</p> |
| ② 交流ランチ・喫茶事業 | <p>地域の交流・情報交換の場として老弱男女が気軽に立ち寄れるような居場所づくりを目的として活動する。地域住民が中心となり協力のもとに喫茶やプチイベント等を企画し地域の交流を深め今後想定される超高齢者社会を見据え地域繋がり事業として取り組んでいく。5年目を迎えた元気塾喫茶であるが、新たな人の交流にもつながりまた、屋外での場の提供は気軽に顔を出すという雰囲気が出来良い効果が生まれてきている。今年度は新たな試みとして1回/月ではあるが「カレーの日」として食事提供に取り組んでいく。喫茶だけの時と違い食事提供でこれまで参加されたことのない新たな人との交流を生み出し、地域のつながりがひろがっていくことを期待する。また、ツアーオブジャパンや秋の収穫祭等イベント時には積極的に関り多様な人たちとの交流の機会とする。</p> | 473                                                               |
|              | <p>(A)年間を通じ、約40日<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)4～6名</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(D)近隣住民<br/>(E)交流喫茶600人</p>                                    |
| ③ 世代間交流事業    | <p>今年度から子育て支援センターによる幼児を対象とした読み聞かせ事業が1回/月に始まる。5月から10月までの第2火曜日(午後)が開催予定となっている。また、元気塾の交流事業としてわらべ歌の会を1回/年を実施し子育て世代が元気塾とつながっていく事を期待したい。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | 10                                                                |
| ④ 地域助け合い事業   | <p>住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、高齢者や病弱な方のかかえた家族の方、一人暮らしの方、また、高齢者世帯の方等が日常生活に支障をきたし応援してもらいたい時など困ったときはお互い様の会員相互の助け合い活動を展開する。住民主体の活動として、会員同士の互助活動を肉付けしながら、地域の課題解決の糸口として日常生活支援サービスを具体化していく。また、元気塾サロン利用時の送迎に関しても助け合い事業として位置付けている</p>                                                                                                                                           | 100                                                               |
|              | <p>(A)年間を通じて<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)5名程度</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>(D)近隣住民<br/>(E)500件</p>                                        |
| ⑤ 健康増進事業     | <p>サロンとして取り組んでいる若返り体操や健康麻雀を通してボランティア、スタッフの健康増進に寄与していく。<br/>また、これまでのすてき65メイトとして養成修了者が150人に達する中で、精華町がステップアップ講座とこれまでの養成</p>                                                                                                                                                                                                                                               | 1,400                                                             |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                              |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
|                              | <p>講座修了者を対象にフォローアップして第9期生の「ステキ65メイト養成講座」を計画しており通して第9期生の講座をに関しては人生活躍セミナーとタイアップして「介護予防サポーター養成講座」として8期生を養成する予定である。ただ幅広い視点からすてき65メイトの募集をかけていく必要がある事やすてき65メイトのいない地域等を重点的に募集していく必要がある事などを募集時に検討する。また、ステキ65メイトの活動が「地域に飛び出す介護予防サポーター」として立ち上がり、地域での一般介護予防の体操や居場所が確実に立ち上がり広がっているが元気塾は事務局機能や相談機能を有しておりしっかりサポートしていく必要がある。今年度はコロナ禍後初めてすてき65メイトが活動している体操の居場所等にアンケート調査を行い今の活動状況等について実態調査する予定である。また、積極的に精華祭りやふれあい祭り、健康診断時、介護予防体操時など握力測定を行い介護予防への意識を高めていく。</p> |                                                              |
|                              | <p>(A)年間を通じ100日<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)5～10名</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(D)精華町<br/>(E)<br/>「介護予防サポーター事業」<br/>「地域に飛び出すサポーター事業」</p> |
| ⑥地域の伝統・文化継承事業                | 実施予定なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0                                                            |
| ⑦介護保険法に基づく介護予防通所介護事業及び通所介護事業 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0                                                            |
| ⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業          | <p>地域の交流拠点を目指す中で身近なところでいろんな相談が出来る体制を整え介護等の高齢者に関する相談時には専門的な解決策を提供できる事を目指してケアプラン事業を実施して来たが、今年はケアマネジャーの1人体制に無理も生じておりケアプラン作成事業を検討する時期に来ている。そんな中ではあるが、居宅介護支援事業、居宅介護予防支援事業は精華町の指導のもと継続する。また、今年度からは報酬に関し相互の理解のもと出来高制で継続維持していく。</p>                                                                                                                                                                                                                   | 3,376                                                        |
|                              | <p>(A)年間を通じて245日<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)1人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(D)精華町<br/>(E)利用者延べ<br/>(要介350人)</p>                      |
| ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護予防支援事業        | <p>比較的元気なうちから高齢者の相談に対応していく事で高齢者の介護予防プランにも対応し、安心出来る体制を整え地域の居場所機能を充実させる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 276                                                          |
|                              | <p>(A)年間を通じて245日<br/>(B)精華町東畑<br/>(C)1人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(D)精華町<br/>(E)利用者延べ<br/>(要介350人)<br/>(要支80人)</p>          |

# 令和7年度 活動予算書

(令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日)

特定非営利活動法人みんなの元気塾  
(単位:円)

| 科 目                  | 金 額       |           |           |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| I. 経常収益              |           |           |           |
| 1. 受取会費              |           |           |           |
| 受取会費                 | 150,000   | 150,000   |           |
| 2. 事業収益              |           |           |           |
| 高齢者サロン事業収益           | 770,000   |           |           |
| 交流ランチ・喫茶事業収益         | 550,000   |           |           |
| 世代間交流事業収益            | 10,000    |           |           |
| 地域助け合い事業収益           | 100,000   |           |           |
| 健康増進事業収益             | 1,400,000 |           |           |
| 地域の伝統・文化継承事業収益       | 0         |           |           |
| 介護予防通所介護事業及び通所介護事業収益 | 0         |           |           |
| 居宅介護支援事業収益           | 4,688,000 |           |           |
| 居宅介護予防支援事業収益         | 312,000   | 7,830,000 |           |
| 3. 受取寄付金             |           |           |           |
| 受取寄付金                | 50,000    | 50,000    |           |
| 4. その他収益             |           |           |           |
| 受取利息                 | 0         | 0         |           |
| 経常収益計                |           |           | 8,030,000 |
| II. 経常費用             |           |           |           |
| 1. 事業費               |           |           |           |
| (1)人件費               |           |           |           |
| 給与                   | 3,380,000 |           |           |
| 法定福利費                | 500,000   |           |           |
| 福利厚生費                | 5,000     |           |           |
| ボランティア謝礼             | 210,000   |           |           |
| 人件費計                 | 4,095,000 |           |           |
| (2)その他経費             |           |           |           |
| 燃料費                  | 75,000    |           |           |
| 水道光熱費                | 200,000   |           |           |
| 食材費                  | 220,000   |           |           |
| 消耗品費                 | 400,000   |           |           |
| 賃借料                  | 900,000   |           |           |
| 支払保険料                | 72,000    |           |           |
| 修繕費                  | 0         |           |           |
| 租税公課                 | 15,000    |           |           |
| 減価償却費                | 64,000    |           |           |
| 旅費交通費                | 680,000   |           |           |
| 通信費                  | 255,000   |           |           |
| 研修費                  | 0         |           |           |
| 雑費                   | 35,000    |           |           |
| その他経費計               | 2,916,000 |           |           |
| 事業費計                 |           | 7,011,000 |           |
| 2. 管理費               |           |           |           |
| (1)人件費               |           |           |           |
| 給与                   | 480,000   |           |           |
| 福利厚生費                | 5,000     |           |           |
| 人件費計                 | 485,000   |           |           |
| (2)その他経費             |           |           |           |
| 水道光熱費                | 1,000     |           |           |
| 消耗品費                 | 1,000     |           |           |
| 賃借料                  | 40,000    |           |           |
| 支払保険料                | 45,000    |           |           |
| 修繕費                  | 0         |           |           |
| 租税公課                 | 13,000    |           |           |

令和7年度活動予算書

(令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日)

特定非営利活動法人みんなの元気塾

(単位:円)

| 科 目       | 金 額     |         |           |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 減価償却費     | 29,000  |         |           |
| 接待交際費     | 20,000  |         |           |
| 旅費交通費     | 0       |         |           |
| 通信費       | 20,000  |         |           |
| 支払手数料     | 225,000 |         |           |
| 諸会費       | 5,000   |         |           |
| 図書教育費     | 0       |         |           |
| 雑費        | 55,000  |         |           |
| その他経費計    | 454,000 |         |           |
| 管理費計      |         | 939,000 |           |
| 経常費用計     |         |         | 7,950,000 |
| 当期経常増減額   |         |         | 80,000    |
| Ⅲ. 経常外収益  |         |         |           |
| 経常外収益計    |         |         | 0         |
| Ⅳ. 経常外費用  |         |         |           |
| 経常外費用計    |         |         |           |
| Ⅴ. 法人税等   | 80,000  | 80,000  | 80,000    |
| 当期正味財産増減額 |         |         | 0         |
| 前期繰越正味財産額 |         |         | 3,042,992 |
| 次期繰越正味財産額 |         |         | 3,042,992 |

# 令和8年度 活動予算書

(令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月31日)

特定非営利活動法人 みんなの元気塾  
(単位:円)

| 科 目                  | 金 額       |           |           |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| I. 経常収益              |           |           |           |
| 1. 受取会費              |           |           |           |
| 受取会費                 | 150,000   | 150,000   |           |
| 2. 事業収益              |           |           |           |
| 高齢者サロン事業収益           | 750,000   |           |           |
| 交流ランチ・喫茶事業収益         | 600,000   |           |           |
| 世代間交流事業収益            | 10,000    |           |           |
| 地域助け合い事業収益           | 100,000   |           |           |
| 健康増進事業収益             | 1,400,000 |           |           |
| 地域の伝統・文化継承事業収益       | 0         |           |           |
| 介護予防通所介護事業及び通所介護事業収益 | 0         |           |           |
| 居宅介護支援事業収益           | 3,688,000 |           |           |
| 居宅介護予防支援事業収益         | 312,000   | 6,860,000 |           |
| 3. 受取寄付金             |           |           |           |
| 受取寄付金                | 50,000    | 50,000    |           |
| 4. その他収益             |           |           |           |
| 受取利息                 | 0         | 0         |           |
| 経常収益計                |           |           | 7,060,000 |
| II. 経常費用             |           |           |           |
| 1. 事業費               |           |           |           |
| (1)人件費               |           |           |           |
| 給与                   | 3,080,000 |           |           |
| 法定福利費                | 350,000   |           |           |
| 福利厚生費                | 5,000     |           |           |
| ボランティア謝礼             | 210,000   |           |           |
| 人件費計                 | 3,645,000 |           |           |
| (2)その他経費             |           |           |           |
| 燃料費                  | 75,000    |           |           |
| 水道光熱費                | 200,000   |           |           |
| 食材費                  | 220,000   |           |           |
| 消耗品費                 | 400,000   |           |           |
| 賃借料                  | 900,000   |           |           |
| 支払保険料                | 72,000    |           |           |
| 修繕費                  | 0         |           |           |
| 租税公課                 | 15,000    |           |           |
| 減価償却費                | 35,000    |           |           |
| 旅費交通費                | 440,000   |           |           |
| 通信費                  | 255,000   |           |           |
| 研修費                  | 0         |           |           |
| 雑費                   | 35,000    |           |           |
| その他経費計               | 2,647,000 |           |           |
| 事業費計                 |           | 6,292,000 |           |
| 2. 管理費               |           |           |           |
| (1)人件費               |           |           |           |
| 給与                   | 240,000   |           |           |
| 福利厚生費                | 5,000     |           |           |
| 人件費計                 | 245,000   |           |           |
| (2)その他経費             |           |           |           |
| 水道光熱費                | 1,000     |           |           |
| 消耗品費                 | 1,000     |           |           |
| 賃借料                  | 40,000    |           |           |
| 支払保険料                | 45,000    |           |           |
| 修繕費                  | 0         |           |           |
| 租税公課                 | 13,000    |           |           |

# 令和8年度 活動予算書

(令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月31日)

特定非営利活動法人 みんなの元気塾  
(単位:円)

| 科 目       | 金 額     |         |           |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 減価償却費     | 29,000  |         |           |
| 接待交際費     | 20,000  |         |           |
| 旅費交通費     | 0       |         |           |
| 通信費       | 20,000  |         |           |
| 支払手数料     | 225,000 |         |           |
| 諸会費       | 5,000   |         |           |
| 図書教育費     | 0       |         |           |
| 雑費        | 44,000  |         |           |
| その他経費計    | 443,000 |         |           |
| 管理費計      |         | 688,000 |           |
| 経常費用計     |         |         | 6,980,000 |
| 当期経常増減額   |         |         | 80,000    |
| Ⅲ. 経常外収益  |         |         |           |
| 経常外収益計    |         |         | 0         |
| Ⅳ. 経常外費用  |         |         |           |
| 経常外費用計    |         |         |           |
| Ⅴ. 法人税等   | 80,000  | 80,000  | 80,000    |
| 当期正味財産増減額 |         |         | 0         |
| 前期繰越正味財産額 |         |         | 3,042,992 |
| 次期繰越正味財産額 |         |         | 3,042,992 |